

## 「主権者教育論」花盛り？

嶺井正也（専修大学）

憲法改正問題ともかかわって、このところにわかに議論されるようになった「主権者教育」をネットで検索してみた。検索の結果、出て来たものを最初からいくつか挙げてみると、以下のようなものである。「主権者教育権」の提唱者である永井憲一法政大学名誉教授のことはアマゾンの本の紹介でしか出てこない。

「教育の自由」、「共生」、「インクルーシブ教育」などと同様、本来的な意味での、権利としての主権者教育が換骨奪胎されたり（たんなる投票率アップ）、歪曲される（愛国心とセット）勢いである。より危惧されるのは、憲法改正のための国民投票に向けた画策とのセットである。

まず出てくるのは総務省である。内容は総務省が作成した「主権者教育のための成人用参加型学習教材」に関するものであった。そこでの説明は次の通り（下線は嶺井）。

### No.1

平成 23 年度にとりまとめられた『常時啓発事業のあり方等研究会』最終報告書では、現代に求められる新しい主権者像として、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者」が掲げられています。／具体策として、「社会参加の促進」や「政治的リテラシーの向上」が求められおり、その一環として、「参加型学習」の必要性が提案されています。／学校教育における児童・生徒を対象とした参加型学習については、多くの教材があるのですが、大人を対象としたものは、数が限られています。この教材は、主として成人を対象に、参加型の学習を通して、「若者から高齢者まで、常に学び続ける主権者を育てること」を目的としたものです。地域における研修会などでご活用下さい。

次に登場するのは文部科学省である。それは「中・高校生の社会参画に係る実践力育成のための調査研究」に関するものであり、以下のような説明がなされている。

### No.2

本調査研究では、中学校・高等学校が、地域の関係者等と連携し、社会科、地理歴史科、公民科、技術・家庭科、家庭科、総合的な学習の時間や特別活動等の授業などを活用して、体験的・実践的な学習を行うためのプログラムを開発し、その成果を普及することにより、「中学生・高校生の主権者意識を養う」とともに、社会の形成に参画し、その発展に寄与する力の育成を図ることとしています。

3、4 番目は産経新聞の次のようなニュースである。

### No.3 (No.4 は略)

自民党が、選挙権年齢の「18歳以上」への引き下げを見据え、3月中に「主権者教育」のあり方を検討する小委員会を党内に設置することが1日、分かった。政治思想が偏った教職員による児童・生徒への誤った指導に歯止めをかけるため、必要な法改正などを検討し、4月下旬からの大型連休前後に政府に提言する方針だ。与野党の議論を活発化させるため、超党派議員連盟も設立する。

小委員会は党文部科学部会のもとに新設し、主権者としての自覚や責任を促す教育の指針などについて協議する。選挙権年齢の引き下げを機に、社会参加や選挙の意義とい

った主権者教育を小学生から段階的に行うことなどを検討する。

その前提として、一部の学校にみられる偏った教育現場の見直しも検討する。具体的には、義務教育での政治的中立の確保に関する臨時措置法について、適用範囲を高校まで広げる法改正を議題とする見通しだ。

また、教職員の政治活動を制限している教育公務員特例法に罰則規定がないため、同法改正も取り上げる予定。党幹部は特例法について「教諭の『思想と良心の自由』は大切だが、『教室の中に政治活動を持ち込んではいけない』と明確にうたい、違反者に罰則を科せられるように改正すべきだ」と強調している。

さらに、投票に関する学習機会の充実を重視し、未成年者が保護者と投票所内に同行することを原則禁じた公職選挙法の改正なども取り上げたい考えだ。

与野党は、選挙権年齢を18歳に引き下げる公選法改正案を3月に国会提出する方針で、今国会の成立は確実となっている。早ければ来年夏の参院選から適用される。

そうした状況を受けて、安倍晋三首相（自民党総裁）は2月17日の参院本会議で、「あらゆる機会を通じて主権者教育を進めていく」と述べ、高校生や大学生向けの啓発活動に取り組む考えを示していた。

#### 参考\*\*\*\*自民党政策集 Jファイル2010\*\*\*\*

「教育基本法」に基づき、「教育振興基本計画」「新学習指導要領」を確実に実施するため、OECD諸国並み（5%）の公財政教育支出を目指します。全国学力・学習状況調査を悉皆（しっかい）調査に戻し、全ての子どもの課題把握、学校・教職員の指導改善に生かします。さらに土曜授業を復活させます。

国旗・国歌を尊重し、わが国の将来を担う主権者を育成する教育を推進します。過激な性教育やジェンダーフリー教育※、自虐史観偏向教育等は行わせません。道徳教育や市民教育、消費者教育等の推進を図るため、新科目「公共」を設置します。中学・高校でボランティア活動やインターンシップを必修化し、公共心や社会性を涵養します。農山漁村地域での体験学習等を推進します。

\*\*\*\*\*

5番目は民主党である。民主党はこの時点では「有権者教育」であったが、6番目になると「主権者教育」になっている。

#### No.5

民主党は19日午前、国会内で文部科学部門会議を開き、選挙年齢の18歳以上への引き下げを見据え、政府の主権者教育や選挙啓発の取り組みの現状について文部科学省、総務省からヒアリングするとともに、参院で超党派で議論された経緯がある「政治参加教育の推進のための立法」の趣旨等に関して参院法制局から話を聞き、協議した。会議後に平野博文ネクスト文部科学大臣は、教育的観点での課題と国民の政治離れ・投票率低下への対応、投票所のあり方・期日前投票の見直し等について意見交換したと記者団に報告した。

「国民の政治参加は非常に大事なものであることから、こうした（投票率低下などの）問題に対して積極的に啓蒙・PRを行っていくことを民主党としても考えるべきだ」との考えで一致したとし、党の組織・運動部局などを中心に行う活動と連携する形で政策調査会の部門会議として有権者教育の拡充に向けて議論を重ねていく考えを示した。参加議員からは「投票率の低さを改善するためには、投票所の雰囲気改善、期日前投票所をショッピングモール内に設置するなどの改善が必要」「18歳の若者の投票率を上

げるには高校で投票できるようにすることが有効」「教育現場の政治的中立性の観点から議員が直接学校などで子どもたちにアプローチできない現状があるが、国民の政治参加の重要性を伝えるためにも議員が子どもたちに直接接する機会を持てるようにしてはどうか」「日本の子どもたちの政治への関心が低いのは『政治と国民生活は直結している』という認識が薄いことにある。そうした点の啓蒙が必要」「投票の義務化、ペナルティなども検討が必要かもしれない」「自分たちの1票が社会を変えることにどう役立つのかといった教育が不可欠で、現在はその点が不十分だ」などといった意見が出されたという。

## No.6

民主党文部科学部門は15日午後、主権者教育のあり方検討ワーキングチーム（座長・中川正春衆院議員）の第1回会議を開催。主権者教育に係わる取り組みについて、文部科学省と総務省からヒアリングを行った。同ワーキングチームでは、今後週1回程度会議を開催し今国会会期中に論点を取りまとめ、法制化も含めてあるべき姿を示していきたいとしている。

会議での冒頭、平野博文ネクスト文部科学大臣は、「選挙権年齢が18歳以上に引き下げられる可能性が高い。国会での公職選挙法の改正の審議は時間が制限されるが、教育機関、特に高校生のなかに投票権を持つ生徒と持たない生徒が混在する状況への対応をはじめ、若者に対し選挙への参加を強く要請してきた民主党としてしっかり議論していただきたい」とあいさつした。

中川座長はあいさつのなかで、「若者の投票率の低さや若者が政治をどうとらえていくのかということが大きな課題となっている。われわれ選ばれる立場としてはそのことに危機感を持ち、日本の民主主義がどう展開していくのかを考えるタイミングでもある」と指摘。選挙権年齢18歳以上引き下げを見据え、主権者教育のあり方の論点を整理し、法制化も含めてあるべき姿を示していきたいとした。

会議では役員構成を確認した後、文科省から学校での選挙や政治参加に関する教育についての現状と選挙権年齢引き下げへの対応としての今後の取り組みについて、総務省からは選挙権年齢引き下げに係る今後の課題や今年3月に発表された投票環境の向上方策等に関する研究会中間報告の概要等について説明を聞いた。

会議終了後に中川座長は記者団に対し、「学校内での主権者教育の取り組みについては、成熟していない、議論が始まってもない段階だと感じた。いまの若年層の投票率の低さは、学校教育で現実の政治をどうとらえるかということに腰が引けていた、真っ向からとらえてこなかったことが大きく響いているのではないかとあらためて感じた」と述べた。「中立性・公平性を担保しながら現実はどう向き合っていくか」「主権者としての意識づけをどう引き出していくか」などさまざまな論点があるとして、今後現場の話や各国の取り組み事例などについてヒアリングを行っていく考えを示した。

## No.7 高校生らに主権者教育 安倍首相が啓発の考え示す - 教育新聞社

安倍晋三首相は2月17日、主権者教育を進めていくと、参議院本会議の代表質問で答えた。選挙権年齢を現在の20歳以上から18歳以上に引き下げる公選法改正に関連して、対象となる高校生や大学生に対する啓発活動に取り組んでいく考えを示した。

安倍首相は、民主党の郡司彰参院議員の質問に答え、「選挙権年齢の引き上げを実現し、若者の声が政治に反映することに意義がある」とした上で、「政府としてまず、学校と選管と地域が連携し、主権者教育を進めていく」と述べた。

公選法改正案では、買収などの選挙違反に未成年が関わった場合、原則、検察官送致（逆送）するとした要件を盛り込んだ。少年法では保護処分が原則で、選挙違反を犯した成人

に科す処罰との均衡性を保った規定となった。

改正案は、与党の自公や、民主、維新などの野党が来週にも衆院に再提出する見通し。昨年11月19日、与野党が衆院に共同提出したが、直後の衆院解散で廃案となっていた。今国会で成立すれば、平成28年夏の参院選からの適用となり、約240万人の未成年が有権者となる。

選挙権年齢の引き下げは、昨年6月20日に「日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法）」（平成22年5月18日に施行）の一部を改正する法律が公布・施行されたのを受けた措置。

文科省の次期学習指導要領改訂案によれば、公選法改正案の成立や、国民投票法で選挙権年齢が18歳以上に引き下げられるのを見据えて、教養や規範、自立した生活を営む力を身に付ける新科目「公共」が中教審に諮問されている。公選法改正が今国会で通過すれば、中教審で活発な議論が行われそうだ。

#### No.8 主権者教育に関する具体的な提言 - 地方選挙における ... - 明治学院大学

#### No.9 時事ドットコム：「主権者教育」チーム初会合＝民主・時事通信社

#### No.10 Amazon.co.jp：主権者教育のすすめ—未来をひらく社会科の授業：全国 ...

総理大臣への手紙、学校ぐるみの模擬投票、社会と切り結ぶ新聞づくり、アルバイト体験を教材に現在進行形の「社会」を読み解き、子どもが現代を主体的に考えるための授業のすすめ。

#### No.11 Amazon.co.jp：憲法と教育法の研究：主権者教育権の提唱：永井 憲一：本

憲法、教育法の研究と実践に尽力してきた著者の足跡を時系列に沿って辿り、基本的姿勢を提示する珠玉の論集。

\*\*\*2015年5月3日 朝日新聞「声」\*\*\*\*\*

今こそ、「主権者教育権」を叫ぼう

大学名誉教授 永井憲一

現政権下で日本国憲法はないがしろにされている。国家主義だった敗戦前の日本に戻ってしまうのではないかと危惧する。

集団的自衛権を閣議決定で容認したのは立憲主義に反し、特定秘密保護法は戦前の治安維持法復活を想起させる。中でも深刻なのは、教育現場の状況だ。道徳の教科化は戦前の軍国主義を担った「修身」の復活であり、国立大学に国旗掲揚・国歌斉唱を要請しようとする動きは学問の自由に反する。

今こそ、私が提唱する「主権者教育権」が大事だと訴えたい。主権者教育は、憲法でうたわれた平和で民主的で文化的な国家を担う主権者を育てるものである。

「日本国民は、恒久の平和を祈願し」「平和のうちに生存する権利を有する」とする憲法前文や9条、教育を受ける権利を定めた第26条などで主権者教育権は保障されていると私は考える。国には憲法にのっとった教育をする義務があり、国民にはその教育を受ける権利があるのだ。

国民それぞれは、人権として主権者教育が保障されていることを自覚し、政府の国家主義的な教育には抵抗し、糾弾すべきである。

- No.12 高校の主権者教育拡充で一致 与野党の選挙権年齢 PT : 日本経済新聞
- No.13 学校における主権者教育の推進 - BLOGOS
- No.14 (ザ・コラム) 主権者教育 生徒議会に驚かされた 曾我豪: 朝日新聞デジタル
- No.15 統一地方選 「主権者教育の推進を」 低投票率に高市総務相 - BIGLOBE ..
- No.16 18歳選挙権が実現へ! 学校での「主権者教育」を充実させよう! 署名 .
- No.17 篠原文也 氏講演会 「待った無しの主権者教育」を開催します
- No.18 「選挙権年齢引き下げ」「高校生に主権者教育」という動きへの感想 .
- No.19 主権者としての教育を
- No.20 【18歳選挙権】主権者教育、まずは国民の義務と責任を[桜 H27/2/18 ...
- No.22 [細川珠生]【「選挙権18歳に引き下げ」の問題点】～主権者教育の必要性
- No.23 『主権者教育に関するキーワード①』宮川典子 AJER2015.4.14(7 ..
- No.24 「主権者教育」 - 教育図書出版会

こんな提言も

\*\*\*\*\*

今回の選挙においては、自由民主党の勝利が予想されたため、同党が論争のリスクを避けたということも、「ネット選挙」が低調となった原因の一つであろうが、今回の解禁によって明らかになったもっと根本的な問題は、わが国の選挙においては、これまで、それぞれの陣営が声高に自らの主張はくりかえすものの、実質的な政策論争はほとんど行ってこなかったことが白日の下に曝されたのではないかと、ということである。すなわち、政治家にも国民にも、論理に基づいて自らの主張の理由を説明し、互いに論戦し、よりよい結論を目指すという民主主義の基礎的能力が身につけていないのではないかとということである。わが国では、民主主義の「制度」は一応整っているが、現実には、熟議による民主主義が機能していないということが露呈したといえるのではないかと。

したがって、今後の課題としては、迂遠なようでも、わが国の民主主義の成熟のため、政治家や国民一般、特に若者に対する政治教育の充実強化が必要であろう。従来、わが国の政治教育においては、政治的中立性を求めるあまり、政治的テーマについて論議すること自体がタブー視されてきた。今後、明るい選挙推進協議会等が中心となって、従来の活動のマンネリを脱し、民主主義を支える「主権者教育」に取り組んでいく必要がある(21世紀政策研究所『日本政治における民主主義とリーダーシップのあり方』)。